

令和5年9月20日提出

## 令和5年住宅・土地統計調査の 「調査員証及び立入検査証」の紛失について

標記について、次のとおりお知らせします。

日時	令和5年9月15日(金)
場所	諫早市内
内容	<p>諫早市内での住宅・土地統計調査において、長崎県知事が任命する統計調査員が調査活動中に、「調査員証及び立入検査証」を紛失する事案が発生しました。以下のとおり状況等についてお知らせするとともに、今後同様の事案が発生しないよう、再発防止を徹底してまいります。</p> <p>1. 調査員の行動記録と概要</p> <ul style="list-style-type: none"><li>▼9月14日(木) 調査活動(調査区の確認とお知らせを配布)を終え、首からかけていた「調査員証及び立入検査証」をはずし、自家用車で帰宅。</li><li>▼9月15日(金) 自宅で書類の整理を行う際に、「調査員証及び立入検査証」の紛失に気付く。</li><li>▼9月19日(火) 諫早市地域振興課に紛失の報告。諫早警察署に電話にて、遺失届を提出。(この時点で拾得物の届出なし)</li><li>▼9月20日(水) 市から長崎県に上記の件を報告。</li></ul> <p>2. 紛失した調査員証等の情報</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「住宅・土地統計調査員証」(縦 65 mm×横 95 mm) 統計調査員の身分を証明するもの(「調査員の氏名」、「任命期間:令和5年8月28日から令和5年10月27日まで」、「令和5年8月8日長崎県知事」の記載があり、左側に調査員の顔写真を貼付)</li><li>・「立入検査証」(縦 74 mm×横 105 mm) 調査活動に必要な場所に立ち入り検査するためのもの(「調査員の氏名」、「調査員の生年月日」、「有効期限:令和5年10月27日」、「令和5年8月24日総務大臣」の記載があり、左側に調査員の顔写真を貼付)</li></ul> <p>3. 事案発生後の対応</p> <p>市ホームページにて、市民の皆様に対して、統計調査員が訪問した際は、調査員が提示する調査員証の顔写真による本人確認をお願いするとともに、「かたり調査」などの注意喚起を行う。また、不審な調査活動等に気づいた際は、担当課に連絡するようお知らせする。</p>

	<p>4. 再発防止について</p> <p>統計調査員に対し、本件についての情報提供と調査員証を含む調査関係書類の管理について、再度指導を徹底する。</p>
問い合わせ先	<p>諫早市 地域政策部 地域振興課 担当:樋口</p> <p>電話番号:0957-22-1500(内線3531)</p> <p>E-mail:chiiki@city.isahaya.nagasaki.jp</p>
備考 (記事解禁日等)	